

**函館白百合学園中学高等学校  
いじめ防止基本方針**

令和2年4月1日

函館白百合学園中学高等学校

## 第1部 教職員マニュアル

### I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、理由の如何を問わず決して許されるものではなく、教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものです。

特に、カトリック学校である本校においては、「隣人をいたわり大切にする」という建学の精神に照らしても決して許されるものではないのです。

いじめはどの生徒にも起こりうること、そして、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければなりません。

いじめは人権に関わる重大な問題であり、心豊かに生活することができる社会をいかにしてつくるかという社会全体に関する国民的な課題です。

#### 1 いじめの定義

##### 【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条抜粋】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### 【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年 文部科学大臣決定）】

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・ 例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであつても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 2 いじめの正確な認知

いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することになります。

学校現場においては、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。しかしこうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまわないよう、これからは、「芽」や「兆候」についても、防止対策推進法の定義に従い、いじめとして認知します。

なお、いじめ防止対策推進法で規定された「いじめ」は、広範にわたるため、指導においては、あえて「いじめ」という言葉を使用しない場合もあります。

## 3 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭生活に影響を及ぼすものであり、家庭との連携が大切である。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。

### 1 生徒達や学級の様子を知るためには

#### ① 教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切です。同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、生徒と場をともにすることが必要です。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高め、ていくことが求められています。

## ② 実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要です。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する子ども達の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要があります。

## 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取り組みが大切です。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子ども達を中心にとらえた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となります。

### ① 生徒のまなざしと信頼

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、子ども達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、カトリックミッションスクールの教職員として、生徒の模範となるよう努めること、慕われ、信頼されることが求められます。

### ② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。そのためには以下の点に留意することが求められます。

- ・日頃から管理職や教職員間と報告・連絡・相談ができる関係を構築すること。
- ・様子が気になる生徒の情報を日常的に職員室で取り上げるようにし、共有すること。
- ・養護教諭と積極的に生徒の様子等について情報共有すること。
- ・スクールカウンセラーなどと生徒の様子等について情報共有すること。
- ・学年会・教科担当者会議を定期的実施し、生徒の様子等について情報共有すること。その際、必要に応じて養護教諭、寮監・寮母が出席すること。
- ・寮監・寮母と積極的に生徒の様子等について情報共有すること。このことによって、教職員も寮監・寮母とともに寮生の成長を支えていく意識を常に持つこと。

### ③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒を成長させます。また、教職員の子ども達への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒は大きく変化します。そのためには以下の点に留意することが求められます。

- ・いつでも、生徒からの問いかけに対し、丁寧に対応すること。
- ・授業において、生徒一人一人の様子をよく観察すること。
- ・特定の生徒に偏らず、全ての生徒に等しく声を掛けるように努めること。
- ・特定の生徒に偏らず、全ての生徒に等しく役割などを与えるように努めること。
- ・生徒同士の話し合いの場づくりに努めること。
- ・休み時間や清掃時間等は、生徒の中に積極的に入り、特定の生徒に偏らず、全ての生徒に等しく接し、観察に努めること。

## **3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには**

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

### ① 人権教育の充実

「いじめ」は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではありません。人格を否定したり、尊厳を傷つける言動や行動をしないよう、人を思いやる心を生徒一人一人に育むことが大切です。こうした人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

### ② 道德教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめに対し、道德教育が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切です。

### ③ 宗教教育の充実

本校は道德教育に加え、聖書の教えに基づく宗教教育が大きな力を発揮すると考えます。毎朝の祈り、宗教の授業、折々の宗教行事の中で「隣人を自分のように愛しなさい」という他者を愛し、いたわる、聖書の言葉に基づく心を育みます。

#### **4 保護者や地域の方への働きかけ**

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの方法を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解して貰うために、保護者研究会の開催やホームページ、学園だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

### **Ⅲ 早期発見**

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。早期発見のために日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切です。

#### **1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには**

##### ① 生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、教師が人権感覚といたわりの心を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢を持つことが大切です。

##### ② 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められています。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要です。

#### **2 いじめの発見のきっかけ**

- ① 学級担任が発見
- ② 担任以外の教職員が発見
- ③ アンケート調査や個人面談などからの発見
- ④ 本人からの訴え
- ⑤ 本人の保護者からの訴え
- ⑥ 他の生徒からの情報

留意点 ア 教職員による発見は、教科担任制もあり、担任以外での発見が多くあります。  
イ 担任以外での発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になります。  
ウ 年齢・学年が進行するにつれ、保護者からの訴えにより発見されることよりも本人からの訴えによる発見が多くなります。

### 3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

分類	抵触する可能性のある刑罰法規
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
② 仲間外れ、集団による無視	刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
⑤ 金品をたかられる	恐喝
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォン）及びSNS上で、誹謗中傷やいやなことをされる	名誉毀損、侮辱

### 4 いじめが見えにくいのは

**いじめは大人の見えないところで行われている**

いじめは大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われています。

① 時間と場所

無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われています。

② カモフラージュ

遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間の一員のような人間関係を意図的につくる形態、部活動の練習のふりをして行われる形態があります。

**いじめられている本人からの訴えは少ない**

いじめられている生徒には

- ① 親に心配をかけたくない
- ② いじめられている自分はダメな人間だ
- ③ 訴えても大人は信用できない
- ④ 訴えたらその仕返しが怖い

- ⑤ (主観的に) いじめられていると認められないなどといった心理が働きます。

#### **ネット上のいじめは最も見えにくい**

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭で、パソコンやスマートフォンを以前と比べて使おうとしなくなるなどの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。

## **5 早期発見のための手だて**

### **日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～**

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配ります。「生徒がいるところには必ず教職員がいる」ことをめざし、生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることはいじめ発見に効果があります。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

### **観察の視点 ～集団を見る視点が必要～**

成長の発達段階から見ると、生徒は小学校以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなります。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

### **教育相談 (学校カウンセリング) ～気軽に相談できる雰囲気づくり～**

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくること、相談体制を整備することが重要です。それは、教職員と生徒との信頼関係のうえで形成されるものです。

### **いじめ実態調査アンケート・関係生徒に対する個人面談**

学校全体(部活動を含む)においては、定期的なものとして年2回、または必要に応じてアンケートを実施します。寮においては、定期的なものとして年3回、または必要に応じてアンケートを実施します。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し、実施します。

アンケート実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施します。

こうした、アンケートや個人面談はあくまでも発見の手だての一つであるという認識も必要です。

いじめの早期発見のためには以下の点に留意する必要があります。

- ・いじめの把握のためのアンケート調査実施後は、速やかにいじめの訴え等がないか確認し、必要な生徒に対する個人面談を速やかに実施する。
- ・いじめを受けたり見聞きしたりした場合は、必ず教職員に相談するよう指導する。
- ・生徒の持ち物や衣服の状況に気を配る。
- ・生徒の身体の傷やあざの有無を含め体調に気を配る。
- ・教室の整頓を心掛け、掲示物や机の落書きの有無などに気を配る。
- ・心配な生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施するなど細やかに連絡を取る。  
(「教職員が自ら気づき、いじめを早期発見するためのチェックリスト」を参照)

## 6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒が教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきです。その対応如何によっては教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

相談しやすい環境づくりをすすめるためには以下の点に留意する必要があります。

- ・いじめを受けたり見聞きしたりした場合は、必ず教職員に相談するよう指導する。
- ・いじめ等の相談を受けつける窓口を生徒や保護者に対し周知する。
- ・心配な生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施するなど細やかに連絡を取る。
- ・学級通信や保護者との懇談などの機会を通じ、いじめの防止等に向けた取組について理解を得るようにする。

### ① 本人からの訴えには

#### **心身の安全を保証する**

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばなりません。保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や学年団を中心に本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。

#### **事実関係や気持ちを傾聴する**

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。

※ 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

② 周りの生徒からの訴えには

- ・ いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。
- ・ 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動をたたえ、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与えます。

③ 保護者からの訴えには

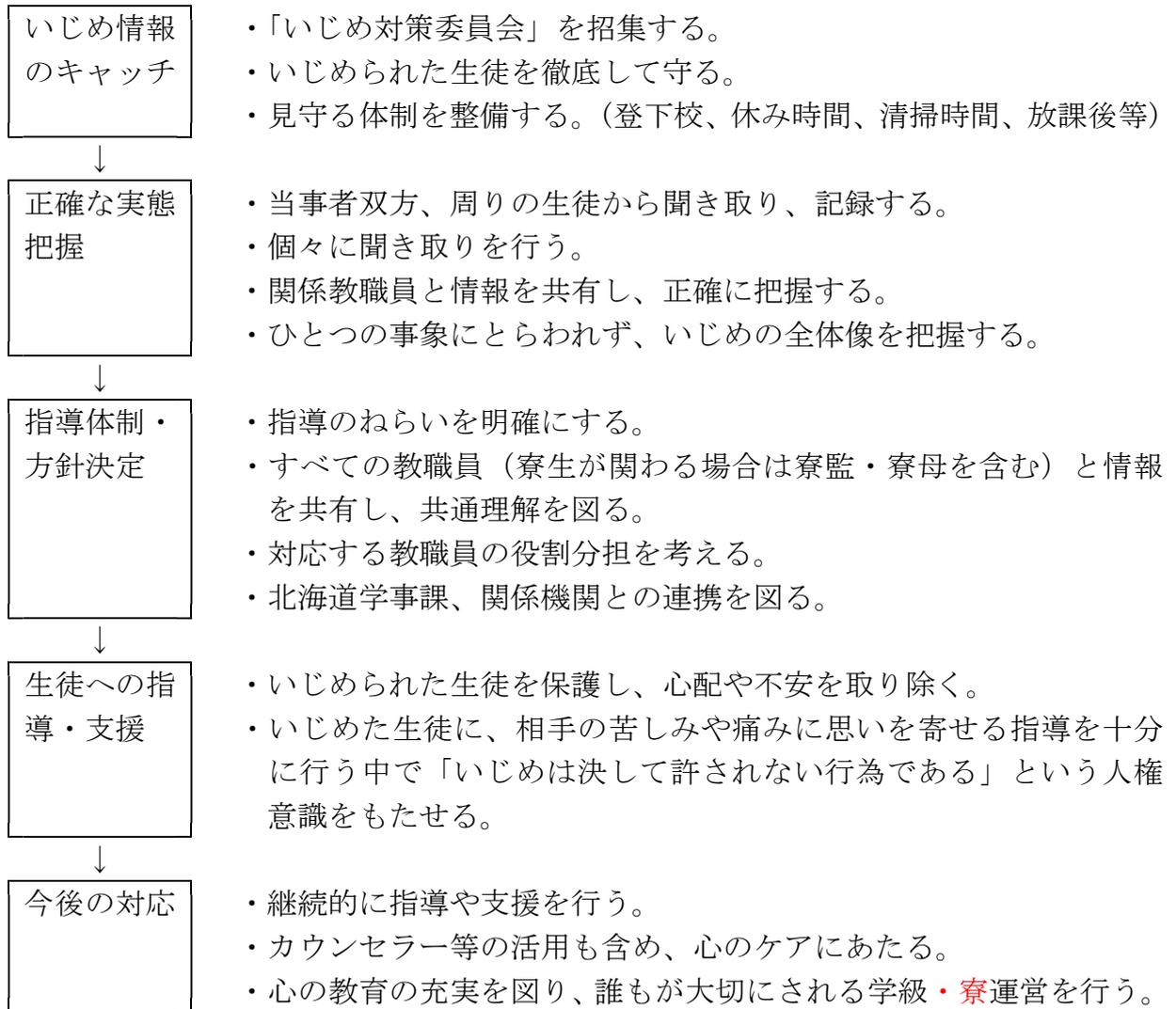
- ・ 保護者がいじめに気づいたときに即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。
- ・ 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けません。問題が起こっていないときこそ保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておきます。
- ・ 生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

#### **IV 早期対応**

いじめの兆候を発見したときは問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。

いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けてひとりで抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要（「第2部 組織対応マニュアルを参照）です。そのためにも、教職員個々が、「いじめ対策委員会」への連絡・報告方法を理解し、速やかに対応できるようにすることが必要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

## 1 いじめ対応の基本的な流れ



## 2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを発見した教職員は、そのときに、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。そして、「いじめを発見した教職員」または「いじめの情報を得た教職員」は、次により、教職員組織で情報を共有します。

(1) 「いじめを発見した教職員」または「いじめの情報を得た教職員」

学級担任に報告するとともに、**学年主任**、生活指導部長に**速やかに**報告する。

(2) 学級担任

**学年主任に速やかに報告する。**

(3) 学年主任

**生活指導部長に速やかに報告する。**

#### (4) 生活指導部長

管理職等（校長、教頭、学年主任、養護教諭、寮監等）に報告するとともに、管理職に確認した上で、いじめ対策委員会の召集の連絡を行う。

なお、生活指導部長は、いじめに関する情報伝達がスムーズに行われているかを意識しながら、必ず、「いじめを発見した教職員」または「いじめの情報を得た教職員」、及び**学年主任からの報告内容の整合性**を確認する。

##### ① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ・ いじめられていると相談に来た生徒やいじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、いじめられている生徒といじめている生徒に対して別の場所で事実確認を行うことが必要です。
- ・ 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えてきた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

##### ② 事実確認と情報の共有

- ・ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は複数の教職員（生活指導部長・学年主任・担任）で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。
- ・ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

#### 【把握すべき情報例】

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| ◆ 誰が誰をいじめているのか？            | 【加害者と被害者の確認】 |
| ◆ いつ、どこで起こったのか？            | 【時間と場所の確認】   |
| ◆ どんな内容のいじめか？ どんな被害をうけたのか？ | 【内容】         |
| ◆ いじめのきっかけは何か？             | 【背景と要因】      |
| ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？      | 【期間】         |

※ 生徒の個人情報はその取り扱いに十分注意すること。

### 3 いじめが起きた場合の対応

#### ① いじめられた生徒に対して

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。

- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

② いじめられた生徒の保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝えることを基本に対応します。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝えます。

**【いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉】**

- ・ お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・ 家庭での甘やかしが問題です。
- ・ クラスにはいじめはありません。
- ・ どこかに相談に行かれてはどうですか。

③ いじめた生徒に対して

- ・ いじめたときの状況やいじめたときの気持ち、生徒自身が置かれている状況などについて十分に聞くなど、生徒がいじめた事情や背景に目を向けます。
- ・ 「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、それをされた生徒が心身の苦痛を感じているものであり、行った行為がいじめであったとの理解を共有します。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、生徒の特性に合わせ、教職員組織で連携協力して、社会面、学習面、身体面を支援し、生徒自身の成長に結びつけます。

④ いじめた生徒の保護者に対して

- ・ いじめられた生徒の証言や、第三者の目撃した内容や証言、いじめた生徒の言い分などとあわせて、いじめがあったときの状況を説明します。
- ・ いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・ 「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、それをされた生徒が心身の苦痛を感じているものであり、子どもが行った行為がいじめであったとの理解を共有するとともに、いじめた生徒の再発防止や人間的な成長につなげるために、保護者の理解と協力が大切であることを伝えます。

- ・ 担任や養護教諭等が保護者と信頼関係を構築し、今後の関わり方などを共に考えるとともに、家庭での指導を依頼します。

【平素の連絡がないため、保護者から発せられた言葉】

- ・ いじめられる生徒にもいじめられる理由があるのだろう。
- ・ 学校がきちんと指導していれば……。
- ・ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

⑤ 周りの生徒達に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示します。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

⑥ 継続した指導について

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努めます。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方について、教職員・寮監・寮母・部活動指導者が情報共有し、いじめられた生徒、いじめた生徒双方の成長を支えていく意識を持ちます。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化します。

⑦ いじめが起きた場合の対応に対する外部からの検証について

- ・ 一年に一度、いじめへの学校としての対応について、スクールカウンセラーや外部アドバイザー、専門家に検証を求めることで、より良い指導について教職員も再検討する機会とし、再発防止・未然防止に取り組めます。

#### 4 迅速に対応するためには

対応が遅れる場合の一例です。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みます。

	対応が遅れる要因例	考え方の転換例
学校の雰囲気	「私のクラスにはいじめは起こらないだろう」(錯覚)	「いじめはどこでも起こる。気づいていないのかも」(本質の認識)
教職員の意識	「もし、クラスでいじめが起きたらどうしよう」(不安)	「注意深く、クラスの様子を見ていこう」(積極的な姿勢)
いじめの兆候	「いじめ? 生徒たちで解決させよう」(抱え込み)	「いじめかも? ○○先生に相談しよう」(報告・連絡・相談)

#### V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等(こうした書き込みや画像について、事実確認等のための記録としてスクリーンショットなどを学校が保管する場合がありますが、これら内部管理用の画像は削除しません)、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。

#### 1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォン、ゲーム機や音楽プレーヤーを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトやSNSなどに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うものです。

子ども達がインターネットをどのように使っているか保護者とともに注意することも必要です。

### ネット上のいじめの特殊性による危険

- ・ 匿名性により、自分だとはわからなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ・ 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ・ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ・ 一度流出した個人情報は回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

## 2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

### 保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- ・ 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくり（ペアレンタルコントロールアプリの使用も有効）を行うこと、特に、携帯電話をもたせる必要性について検討すること。

#### 【ペアレンタルコントロールアプリ】

保護者が、子どもが使用するスマートフォンの利用（通話時間や時間帯、アプリケーション利用可能時間）をパスワード設定により管理できるソフトウェア

- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと。
- ・ 「ネット上のいじめ」は他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。

〈早期発見の観点から〉

- ・ 家庭ではメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づいたときは躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

### **情報モラルに関する指導の際、生徒に理解させるポイント**

インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

〈インターネットの特殊性〉

- ・ 発信した情報は多くの人にすぐ広まること。
- ・ 匿名でも、書き込みをした人は特定できること。
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・ 書き込みや投稿が原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や、傷害など、別の犯罪につながる可能性があること。
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

〈生徒が陥りやすい心理〉

- ・ 匿名で書き込みができるなら
- ・ 自分だとわからなければ
- ・ 誰にも気づかれず、見られていないから
- ・ あの子がやっているなら
- ・ 動画共有サイトで目立ちたいから

## **3 早期発見・早期対応のためには**

### **関係機関と連携したネット上の投稿等への対応**

- ・ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。

### **投稿等の削除に向けて**

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、投稿等の削除を迅速に行う必要があります。(学校非公式サイトでの削除も同様。)なお、投稿等について、スクリーンショットなどを学校が保管する場合がありますが、これら内部管理用の画像は、後日事実確認等に用いるため削除しません。

〈指導のポイント〉

- ・ 誹謗中傷を投稿することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・ 匿名で投稿ができるが、投稿を行った個人は必ず特定されること。
- ・ 投稿が悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。

【SNSの投稿等の削除の手順（参考）】

ネット上のいじめの発見、生徒・保護者等からの相談



① 投稿の確認

- ・ SNSの種別とアカウントを記録
- ・ 投稿をプリントアウト、スクリーンショットで記録



② 投稿者に削除要請



②により削除されない場合や投稿者の連絡先が不明な場合



③ SNSの運営会社に削除依頼



②や③の方法でも削除されない場合



- ・ 警察へ相談
- ・ 法務局・地方法務局に相談



④ 削除確認ができたなら、生徒・保護者等へ説明

- ※ ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要です。
- ※ 情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要があります。

## 第2部 組織対応マニュアル

### I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められます。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。

#### いじめ対策委員会の設置について

- ・ いじめ対策委員会は学校長が任命した教頭、生活指導部長、学年主任、学級担任、学年団を中心に、養護教諭、寮監などをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態に応じて柔軟に対応する。
- ・ いじめ対策委員会はいじめ対策に特化した役割を明確にしておく。

#### 《いじめ対策委員会組織》

##### 〈構成員〉

校長、教頭、生活指導部長、学年主任、学級担任、養護教諭とする。  
なお、学校内のいじめであっても寮生が関わる場合は寮担当教諭、寮監（寮監不在の場合は寮母）が加わるものとする。

##### 〈アドバイザー〉

必要に応じて、アドバイザーを参画させるものとする。

- ・ 法律に関しては、顧問弁護士
- ・ 心や身体に関しては、医師、カウンセラー 等

##### 〈調査・対応班〉

事実確認のため構成する場合もある。

構成員は、生活指導部長、生活指導部員、学年指導部、学級担任、学年団、養護教諭、（寮担当教諭・寮監・寮母）とする。

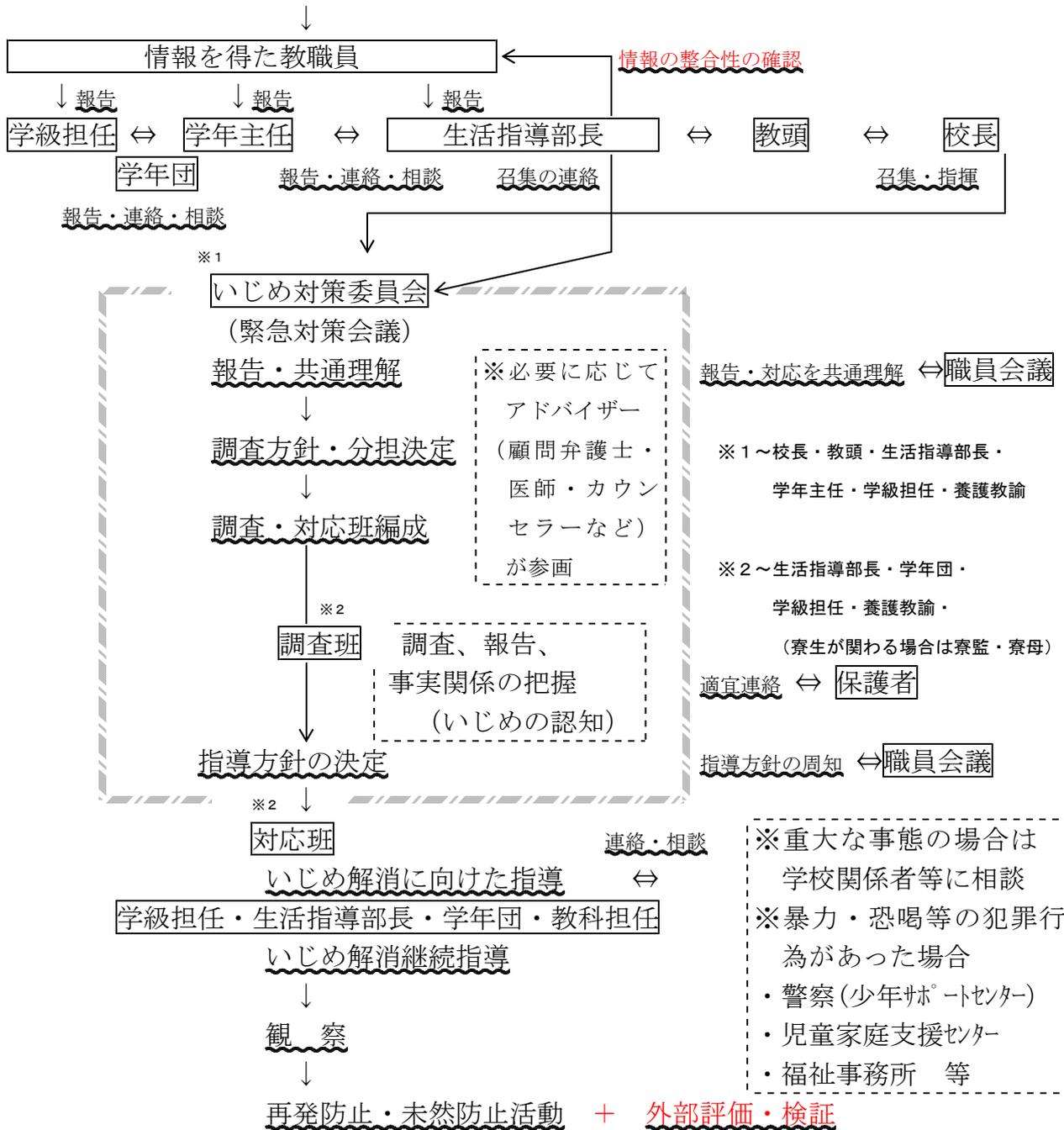
- ※ いじめ事案の発生時は緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班を編成し対応する。
- ※ いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議において報告・共有し、対応を周知徹底させる。
- ※ 毎年度、組織体制の見直しを図るものとする。

## Ⅱ いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを発見した場合は、学級担任がひとりで抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切です。学級担任がひとりで抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがあります。そういった状況を避けるためにも、校長がリーダーシップを発揮して迅速に初期対応するものとし、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催、今後の指導方針を立て、組織的に取り組みます。

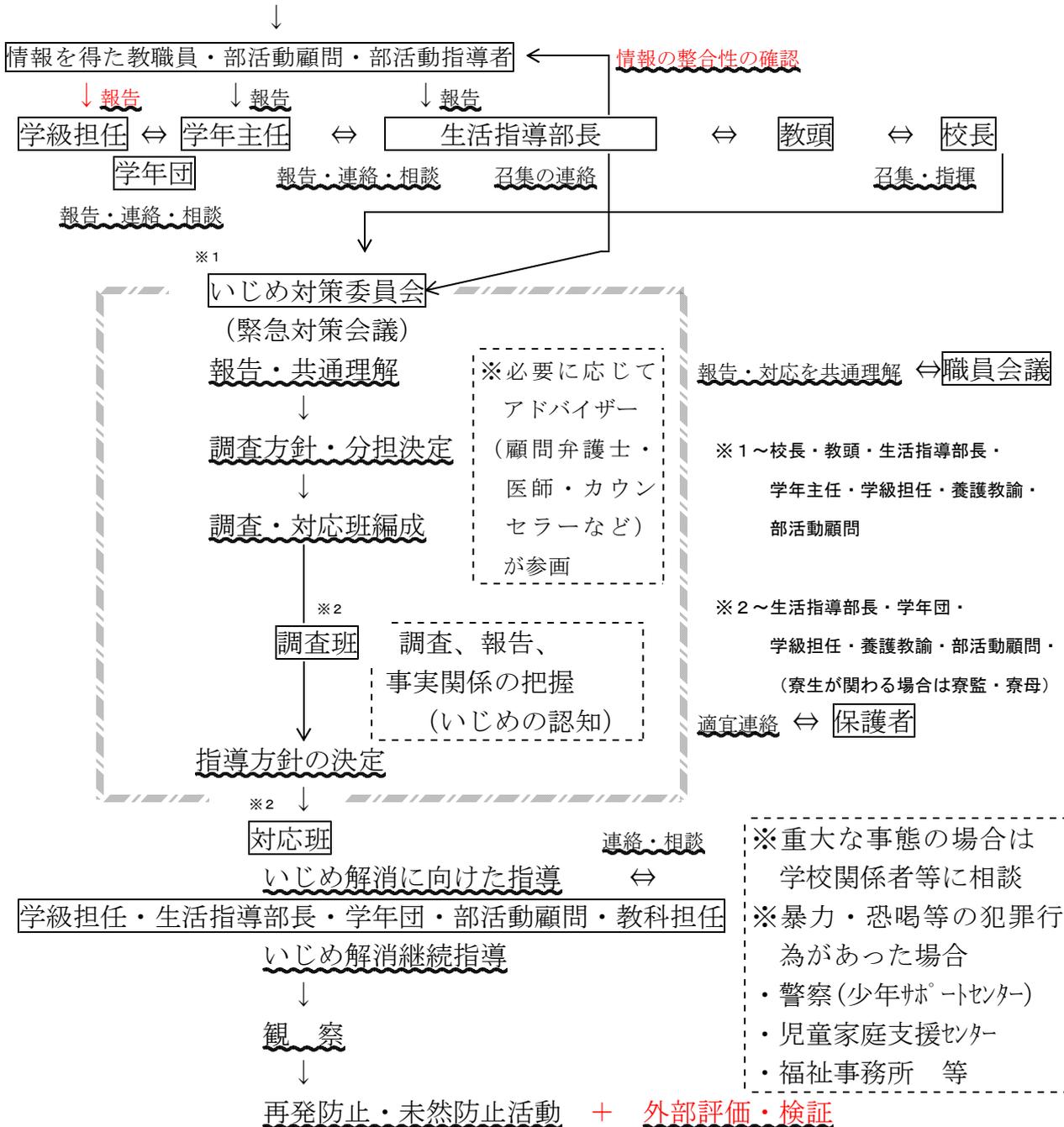
### <学校内で発生した場合>

日常の観察・アンケート・教育相談・周りの生徒の訴え等 (いじめの疑いも含む)



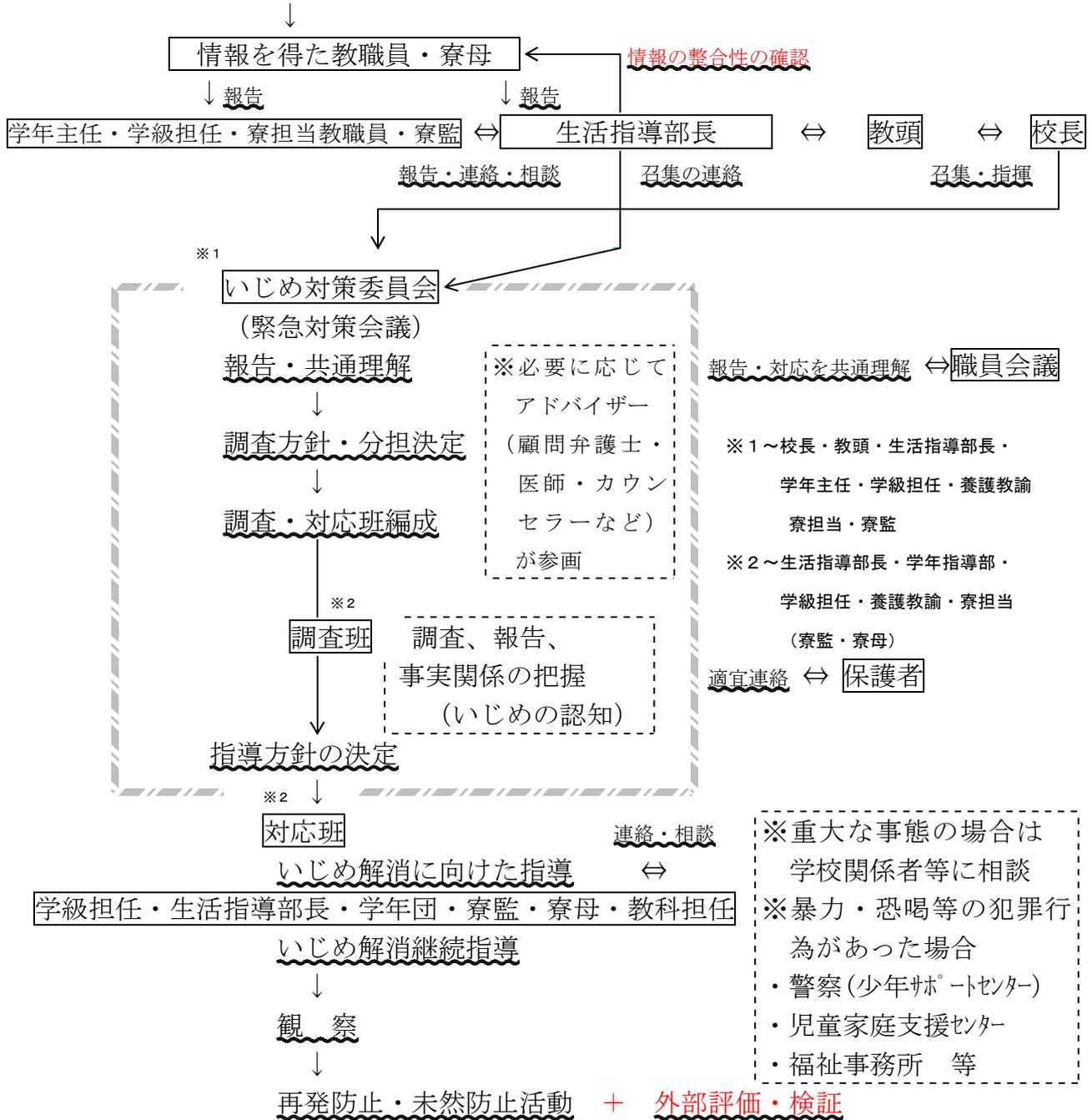
<部活動で発生した場合>

日常の観察・アンケート・教育相談・周りの生徒の訴え等 (いじめの疑いも含む)



<寮内で発生した場合>

日常の観察・アンケート・教育相談・周りの生徒の訴え等 (いじめの疑いも含む)



<いじめが発生した場合の留意点>

- ア いじめの事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。
- イ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討協議し、慎重に対応することが必要である。

### 生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ・ 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・ 事案によっては学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・ 事案によってはマスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

## Ⅲ いじめの未然防止、早期発見・対応等の取組

### 1 いじめ早期発見チェックリストの活用

いじめを早期に発見するために、教職員や寮母自らが次のチェックリストにより、定期的に確認します。

教職員が自ら気づき、いじめを早期発見するためのチェックリスト	定期に実施
--------------------------------	-------

### 2 いじめ対応の振り返り等の実施

学校のいじめ対応を全ての教職員（寮監・寮母を含む）が毎年振り返ります。

管理職等がいじめ対応を振り返るためのチェックリスト	年1回
個々の教職員がいじめ対応を振り返るためのチェックリスト	年1回

### 3 いじめにより不登校となった生徒への対応

再登校の対応については、生徒や保護者と教職員がきめ細やかに確認を行った上で柔軟に対応します。また、必要があれば別室登校も検討します。

寮生が関わる場合は寮監・寮母も対応に加わります。

### 再登校時の対応例

- ▶ 被害生徒の到着時刻、到着場所、どの教員が迎えるかを確認する
- ▶ 生徒玄関から入ることにこだわらずに、職員玄関等、平常と異なる出入り口での対応を考慮する
- ▶ 生徒の靴を生徒玄関から職員玄関に教員が持ってくる
- ▶ 生徒が到着した時、再登校に不安を感じているケースが多いので、例えば、応接室で待ってもらう

- ▶ 生徒の迎え入れは、教員が対応できないときには、事務室の職員が対応できるよう情報を共有しておく
- ▶ 加害生徒の登校状況などを確認する
- ▶ 教室には教員と被害生徒が一緒に入るようにする
- ▶ 必要があれば、休み時間中、教室に教員が不在とならないようにする、その際、どのクラスでいじめがあるのかわからないよう、その学年（中学校は、各学年1クラスなので、全学年）全部で一斉に、「この期間中、休み時間でも教員がいるようにする」と説明した上で実施するなど、一定の配慮を行う
- ▶ 必要があれば、別室登校も考える

#### 4 いじめの解消

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年 文部科学大臣決定）では、「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも①いじめに係る行為が止んでいること②いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある」としています。

①いじめに係る行為が止んでいることについて、国では、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月以上の期間継続していることとしています。

本校においては、相当の期間が経過するまでは、いじめられた生徒・いじめた生徒の様子を含め状況をしっかりと見守ります。

②いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないことについて、いじめられた生徒本人及びその保護者に心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

そして、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

次のチェックリストは学校がいじめの問題に適切に対応できる体制になっているか確認するために、個々の教職員が使用します。

## 教職員が自ら気づき、いじめを早期発見するためのチェックリスト

<記入日 年 月 日>

次の項目に当てはまる生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

### 【日常の行動や様子等】

生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]
- 保健室などで過ごす時間が増えた。またはすぐ保健室に行きたがる。・・・ [ ]
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。または訪問する。・・・ [ ]
- 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]
- 登校時に体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]
- 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・・ [ ]
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]
- 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]
- 持ち物や掲示物にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 [ ]
- 体に擦り傷やあざができていることがある。・・・・・・・・ [ ]
- 怪我をしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]

### 【授業や昼食の様子】

- 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・・・ [ ]
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。・・・・ [ ]
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。・・・・ [ ]
- グループを編成すると机を離されたり、避けられたりする。・・・・ [ ]
- 一人で昼食をとったり、他人の目の届かないところで昼食をとったりする。 [ ]
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・ [ ]

### 【放課後等の様子】

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・ [ ]
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・ [ ]
- 一人で下校することが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・ [ ]
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。・・・・ [ ]
- 部活動の話題を避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・ [ ]

## 管理職等がいじめ対応を振り返るためのチェックリスト

<記入日 年 月 日>

### 1 教職員集団に関わる要件

- 「いじめ防止基本方針」の内容について教職員の共通理解が図られている。
- 全ての教職員がいじめの定義を理解している。
- 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。
- 全ての教職員が「いじめ対策委員会」の役割や構成員等を理解している。
- 「いじめ対策委員会」の会議が定期的に開催されている。
- 「いじめ対策委員会」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している。

### 2 いじめの早期発見のための要件

- 生徒にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている。
- いじめの把握のためのアンケート調査実施後に、いじめに関係する生徒に対する個人面談が実施されている。
- 「けんか」や「ふざけ合い」などを含めて、いじめが疑われる場合に、複数の教職員が、背景にある事情の調査等を慎重に行い、組織的にいじめにあたるかどうかの判断を行うことを徹底している。

### 3 いじめの事案対処のための要件

- 教職員が把握したいじめを「いじめ対策委員会」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっている。
- いじめが発生した際に、「いじめ対策委員会」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。
- 「いじめ対策委員会」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている。
- 全ての教職員が事案対処の流れを理解している。

### 4 「いじめ防止基本方針」に関わる要件

- 「いじめ防止基本方針」の内容を見直し、必要に応じて変更している。
- 「いじめ防止基本方針」に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置付け、学校評価の結果を取組の改善に役立てている。
- 「いじめ防止基本方針」を生徒、保護者等に確実に周知している。
- 「いじめ対策委員会」がいじめの相談や通報を受ける窓口であることを、生徒、保護者等に確実に周知している。

## 個々の教職員がいじめ対応を振り返るためのチェックリスト

<記入日 年 月 日>

### 1 教職員の姿勢等

- 「いじめ防止基本方針」の内容を理解している。
- 国や道の条例に規定されたいじめの定義に基づき、見逃すことなく、いじめの認知に努めようとしている。
- カトリックミッションスクールの教職員として、生徒の模範となるよう努めている。
- いじめの把握のためのアンケート調査実施後は、速やかにいじめの訴え等がないか確認し、必要な生徒に対する個人面談を速やかに実施している。
- いつでも、生徒からの問いかけに対し、丁寧に対応している。
- 授業において、生徒一人一人の様子をよく観察している。
- 特定の生徒に偏らず、全ての生徒に等しく声を掛けるように努めている。
- 特定の生徒に偏らず、全ての生徒に等しく役割などを与えるように努めている。
- 生徒同士の話し合いの場づくりに努めている。
- 休み時間や清掃時間等は、生徒の中に積極的に入り、特定の生徒に偏らず、全ての生徒に等しく接し、観察に努めている。

### 2 他の教職員や外部専門家との情報共有等

- いじめやいじめと疑われる事案が発生した際の「いじめ対策委員会」への連絡・報告方法を理解し、速やかに対応できるようにしている。
- 日頃から管理職や教職員間と報告・連絡・相談ができる関係を構築している。
- 様子が気になる生徒の情報を日常的に職員室で取り上げるようにし、共有している。
- 養護教諭と積極的に生徒の様子等について情報共有している。
- スクールカウンセラーなどと生徒の様子等について情報共有している。

### 3 個々の生徒やその保護者への対応

- 生徒の発達の段階を踏まえて、いじめは絶対に許さない行為であることを計画的に指導している。
- いじめを受けたり見聞きしたりした場合は、必ず教職員に相談するよう指導している。
- 生徒一人一人の特性を踏まえた適切な支援や指導を行うようにしている。
- 学級通信や保護者との懇談などの機会を通じ、いじめの防止等に向けた取組について理解を得るようにしている。
- いじめ等の相談を受けつける窓口を生徒や保護者に対し周知している。
- 生徒の持ち物や衣服の状況に気を配っている。
- 生徒の身体の傷やあざの有無を含め体調に気を配っている。
- 教室の整頓を心掛け、掲示物や机の落書きの有無などに気を配っている。
- 心配な生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施するなど細やかに連絡を取っている。